

# 令和5年度第4回岐阜県医療審議会 議事要旨

## <書面開催>

期間：令和6年3月19日(火)～令和6年3月26日(火)

### 1. 委員

青木 京子・秋山 治彦・阿部 義和・伊在井 みどり・上松 幸恵・宇佐美 晃三・  
臼井 正明・大友 克之・奥村 太志・片桐 史恵・上平 公子・北市 清幸・北山 三津子・  
河野 美佐子・子安 英俊・鈴木 和明・高井 澄恵・高橋 陽子・田口 伸治・田口 真源・  
田中 露美・田中 吉政・豊田 正康・鳥澤 英紀・永田 知里・西垣 功朗・日比野 靖・  
松波 英寿・若井 敦子

### 2. 議題

諮問事項

(1) 医師の働き方改革にかかる特定労務管理対象機関の指定について

### 3. 議事

諮問事項

(1) 医師の働き方改革にかかる特定労務管理対象機関の指定について

審議結果：承認（承認28名、非承認1名）

（意見）

青木委員：医療勤務環境評価センターによる評価結果の【指摘事項・助言等】で「労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。」とあるので、県による必要な支援が具体的に示されると良い。

⇒県：まずは医療勤務環境改善支援センターを通じて、労働時間短縮に向けた取組状況等について確認したうえで、当該医療機関に対する具体的支援策を検討していく。

片桐委員：労務管理の見直し・医師間の業務整理・タスクシフト・タスクシェアの取り組みもしっかり医療機関が行う事が大切であると考えます。そして、現場の医師自身が「働き方改革」について学ぶ機関内勉強会・研修会等の機会を設けることが望ましい。

⇒県：医療勤務環境改善支援センターを通じて、労働時間短縮に向けた取組状況等について確認するとともに、医療機関の要望に応じて、医療労務管理アドバイザーによる医師の働き方改革に関する研修会を実施するなど、引き続き必要な支援を行っていく。

子安委員：医療勤務環境評価センター評価結果の欄にある評価において、労働時間短縮が進んでいないと評価されている病院があるが、その病院に対して、しっかりしたフォローが必要である。

医師の宿直について、時間外との切り分けがしっかりできているか確認をしていかないと、過去に労働基準監督署が入った病院もあるため注意が必要と考える。許可申請だけで良いと考えている病院があれば問題である。

⇒県：労働時間短縮が進んでいないと評価された医療機関に対し、医療勤務環境改善支援センターを通じて、労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組状況等について確認するとともに、医療機関の状況に応じ、必要な支援を行っていく。  
なお、医師の宿直については、時間外との切り分けがしっかりできていることを評価センターの評価結果により確認している。

高井委員：一般企業における時間外労働の上限は45時間／月で年間360時間。簡単な言い方をすれば非常時にのみこれを超えることはできるが、年間MAX720時間で2か月平均80時間を超えて勤務することは認められていない。そのため、医療機関で960時間（80時間×12か月）が一般労働者の上限というのも驚異的な数字であるが、更にその倍近い1860時間の時間外労働を認めることに躊躇する。しかしながら逆にこれによって、これ以上の時間外労働を防ぐということか。2035年度末を待たずに早い時期での上限時間の短縮を望む。また、原案が承認されなかったときの影響が分からないので判断しにくい。1860時間は通常の業務以外に1年間365日毎日5時間働いて達成する数字である。これを認めることは逆に1860時間迄なら時間外労働させても良いとお墨付きを与えることにもなりかねないので救急医療機関であっても認め難いと思う。

⇒県：医療勤務環境改善支援センターを通じて、労働時間短縮に向けた取組状況等について確認するとともに、医療機関の状況に応じ、必要な支援を行い、長時間労働を早期に解消できるよう努めていく。

高井委員：何をいつまでにとという記載がないため具体的計画案を提示いただきたい。

⇒県：特定労務管理対象機関が勤務医の労働時間をいつまでにどの程度短縮するかは、医療法上、当該医療機関自身が、指定申請時に策定・提出を義務付けられている「労働時間短縮計画」において定めることとされている。県は、当該計画に係る医療機関勤務環境評価センターの評価結果も踏まえつつ、各医療機関の計画遂行状況を把握し、適切な労務管理体制の整備や医師の労働時間の短縮に向け、助言等の支援を行っていく。